議員提出決議案第１号

ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議について

須賀川市議会会議規則（平成 28 年須賀川市議会規則第１号）第 14 条第１項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和４年３月１６日提出

提出者	須賀川市議会議員	安　藤　　聡
賛成者	同	広　瀬　吉　彦
同	同	佐　藤　瞭　二
同	同	溝　井　光　夫
同	同	横　田　洋　子

須賀川市議会議長　　五　十　嵐　伸　様

ロシアによるウクライナ侵略に断固抗議する決議

令和４年２月２４日、ロシアがウクライナに軍事侵攻し、隣国の主権と領土を武力で踏みにじる暴挙に出た。これは国連憲章及び国際法に違反し、人道にも反する明らかな侵略であり、第２次世界大戦後の国際社会の秩序への無謀な挑戦である。また、稼働中の原子力発電所を攻撃し占拠するなど言語道断であり、断じて許すことができない。このような非道な侵略行為に対して、国際社会が連携し、毅然とした対応で臨んでいかなければならない。

よって、本市議会は、ロシア軍による前代未聞の暴挙を断じて認めず、非難の意を強く表明し断固抗議するとともに、即時の攻撃停止と完全撤退を強く求める。日本政府においては、在留邦人の安全確保に全力を尽くしながら、国際社会と緊密に連携し、ウクライナ住民を安全に避難させるため人道回廊の設置が更に拡大されること。また、ロシアに対する制裁として、国際銀行間通信協会（SWIFT）からの排除を決定したところであるが、更なる経済制裁措置を含め迅速かつ厳格な対応をとることを強く求めるものである。

以上、決議する。

令和４年３月　　日

須　賀　川　市　議　会